



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年1月30日金曜日 第2642号

## ◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課)	50
指定医療機関の廃止の届出.....	( " )	50
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " )	50
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " )	51
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	( " )	51
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	( " )	51
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課)	52
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	( " )	52
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局四国中央保健所)	53
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課)	55
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課)	55
道路の区域変更(一般国道378号).....	(南予地方局管理課)	55
道路の供用開始( " ).....	( " )	55
道路の区域変更(県道西谷吉田線).....	( " )	56
道路の供用開始( " ).....	( " )	56
道路の区域変更(県道節安下鍵山線).....	( " )	56
道路の供用開始( " ).....	( " )	56
道路の供用開始(県道柳沢新谷停車場線).....	(南予地方局大洲土木事務所)	57
道路の供用開始(県道大洲保内線).....	( " )	57

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課)	57
愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	(会計課)	57

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第97号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成27年1月30日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
しらかた皮フ科クリニック	西条市明屋敷562番地3	平成26年12月1日
松本クリニック	南宇和郡愛南町一本松3375-3	平成26年12月1日
アルファ調剤薬局横河原店	東温市横河原180-1ガリレオビル1階	平成27年1月1日

### ○愛媛県告示第98号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年1月30日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
城東内科	今治市美須賀町二丁目2-11	平成26年12月20日
清家歯科医院	伊予市上野691	平成26年12月31日
有限会社ひろ調剤薬局横河原店	東温市横河原180-1ガリレオビル1階	平成26年12月31日

### ○愛媛県告示第99号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成27年1月30日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社トマト	松山市西垣生町771番地11	トマト薬局伊予店	伊予市米湊791 - 2	平成27年 1月 5日

○愛媛県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	指定短期入所生活介護事業所 光風館	西条市氷見字上寺丙195番地	平成26年11月 5日
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	リハステージ郷	新居浜市清住町 1 - 36	平成26年12月10日
株式会社トマト	松山市西垣生町771番地11	トマト薬局伊予店	伊予市米湊791 - 2	平成27年 1月 5日

○愛媛県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	新田診療所	新居浜市新田町 1 - 9 - 9	平成26年 9月30日
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	中萩診療所	新居浜市萩生1061	平成26年 9月30日
株式会社宮田建設	宇和島市朝日町四丁目 3番25号	ホームヘルパーステーション あおい	宇和島市伊吹町甲1226番地 1	平成26年12月29日
株式会社宮田建設	宇和島市朝日町四丁目 3番25号	あおいデイサービスセンター	宇和島市伊吹町甲1226番地 1	平成26年12月31日

○愛媛県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	新田診療所	新居浜市新田町 1 - 9 - 9	平成26年 9月30日
新居浜医療福祉生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	中萩診療所	新居浜市萩生1061	平成26年 9月30日

株式会社宮田建設	宇和島市朝日町四丁目 3 番 25 号	ホームヘルパーステーション あおい	宇和島市伊吹町甲1226番地 1	平成26年12月29日
株式会社宮田建設	宇和島市朝日町四丁目 3 番 25 号	あおいデイサービスセンター	宇和島市伊吹町甲1226番地 1	平成26年12月31日

○愛媛県告示第103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに鬼北町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジ見店	北宇和郡鬼北町近永390番地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	3,074㎡	4,197㎡	平成27年 9月17日	平成27年 1月16日
		駐車場の位置及び収容台数	158台	227台		
		駐輪場の位置及び収容台数	27台	37台		
		荷さばき施設の位置及び面積	90㎡	142㎡		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	48㎡	68㎡		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所	5箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
(仮称)ドラッグコスモス 今治中央店	今治市北日吉町3丁目甲11-1外	・来店経路の再設定と出入口No.3の設置の必要性を関係機関と再協議の上、安全対策を講じ	生活環境保持の見地からの意見はなし。

られたい。  
 ・来店経路に対する案内や交通整理員配置等による渋滞や事故への対応策を講じられたい。  
 ・交通問題や騒音問題等、住民生活に支障をきたす可能性が生じた場合は、関係機関と協議の上、速やかに対策を講じられたい。

○愛媛県告示第105号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 1月30日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
丸住製紙株式会社  
四国中央市川之江町826番地  
代表取締役 星川 一治
- 事業場の名称及び所在地  
丸住製紙株式会社大江工場  
四国中央市川之江町4085番地
- 特定施設に関する事項  
9 B用排煙脱硫装置（MD - 7）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第63の3号 石炭を燃料とする火力発電施設のつち、廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり138,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	平成27年 3月19日	
工事の完成予定年月日	平成28年 7月 1日	
使用開始の予定年月日	平成28年 7月 1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.8 最大 7.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 33
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 165
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 167 最大 184
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 33 最大 36

汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 300 最大 300
----------------------------	------------------

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 標準活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	昭和54年11月20日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ば っ き 槽：縦 19メートル 横 21.5メートル 高 さ 7.45メートル 凝集沈殿槽：直径 65メートル 高 さ 5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	ば っ き 槽：1日当たり155,500立方メートル処理 凝集沈殿槽：1日当たり165,900立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 6.0~8.0	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 545 最大 545	通常 53 最大 53
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,408 最大 1,408	通常 23 最大 23
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15.2 最大 15.2	通常 0.5 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.6 最大 2.6	通常 0.002 最大 0.002
	通常 100,800 最大 100,800	通常 100,800 最大 100,800	通常 100,800 最大 100,800

備考 処理後の汚水は、一部を砂る過処理する。

(2) 酸素活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成14年 3月20日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製及び鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ば っ き 槽：縦 12.5メートル 横 12.5メートル 高さ 8メートル 凝集沈殿槽：直径 23メートル 高さ 6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	ば っ き 槽：1日当たり30,000立方メートル処理 凝集沈殿槽：1日当たり30,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 6.0~8.0	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 339 最大 339	通常 48 最大 48
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 525 最大 525	通常 27 最大 27
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7.0 最大 7.0	通常 0.7 最大 0.7
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.3 最大 2.3	通常 0.002 最大 0.002
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量（単位 立方メートル）	通常 30,000 最大 30,000	通常 30,000 最大 30,000	

備考 処理後の汚水は、一部を砂ろ過処理する。

(3) 砂ろ過処理施設

設 置 年 月 日	昭和54年11月20日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	砂ろ過		
処 理 施 設 の 構 造	鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 5メートル 高さ 6.4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり41,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	砂ろ過		

処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 5.8~8.3	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 52 最大 52	通常 49 最大 49
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 24 最大 24	通常 21 最大 21
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.6 最大 0.6	通常 0.6 最大 0.6
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 0.002
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量（単位 立方メートル）	通常 40,800 最大 40,800	通常 40,800 最大 40,800	

備考 処理後の汚水は、一部を再利用する。

(4) PH調整混合処理施設

設 置 年 月 日	昭和54年11月20日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	PH調整		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 1.33メートル 横 1.33メートル 高さ 4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり152,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	PH調整及び混合		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 5.8~8.3	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 51 最大 51	通常 72 最大 72
		通常 56.5 最大 70	

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 23 最大 23	通常 42 最大 42	通常 28 最大 35
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.6 最大 0.6	通常 0.6 最大 0.6	通常 0.6 最大 17
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 0.002	通常 0.002 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 104.000 最大 104.000	通常 34.500 最大 34.500	通常 138.500 最大 138.500

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1 工場排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 56.5 最大 70
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28 最大 35
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.6 最大 17
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.002 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 138.500 最大 138.500

備考 この他に、雨水及び清水排水口が1箇所、雨水及び生活排水口が2箇所、雨水排水口が4箇所ある。

○愛媛県告示第106号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 1月30日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	梶 川 富士喜	今治市波止浜113番地 2

○愛媛県告示第107号

土地改良法(昭和24年法律第195号)法第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 1月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 剛 三	松山市馬木町155番地

○愛媛県告示第108号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市居相土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 1月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町白浦字畔谷2363番 4 から 同町白浦字三ツ尾2369番 3 まで	旧	メートル 4.0~12.4	キロメートル 0.133	
			新	12.6~26.8	0.133	

○愛媛県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	宇和島市吉田町白浦字畔谷2363番4から 同町白浦字三ツ尾2369番3まで	平成27年 1月30日

○愛媛県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西谷吉田線	宇和島市吉田町立間字木ノ下1番耕地1938番5から 同字1番耕地1960番2まで	旧	メートル 4.0～16.8	キロメートル 0.117	
			新	9.6～19.0	0.117	

○愛媛県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西谷吉田線	宇和島市吉田町立間字木ノ下1番耕地1938番5から 同字1番耕地1960番2まで	平成27年 1月30日

○愛媛県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上196番3から 同大字156番4まで	旧	メートル 5.0～17.0	キロメートル 0.113	
			新	10.4～20.4	0.113	
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川中422番1から 同大字420番3地先まで	旧	4.4～8.2	0.111	
			新	6.6～31.0	0.111	
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川中344番3から 同大字349番2まで	旧	3.8～10.4	0.115	
			新	8.4～39.0	0.115	

○愛媛県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上196番3から 同大字156番4まで	平成27年 1月30日
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川中422番1から 同大字420番3地先まで	"
"	"	北宇和郡鬼北町大字父野川中344番3から 同大字349番2まで	"

○愛媛県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙609番1から 同市喜多山乙605番2まで	平成27年 1月30日

○愛媛県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地3612番5から 同町平地3632番4まで	平成27年 1月30日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 1月13日	NPO法人 ジャパンハビネスサポートセンター	渡 部 成 治	松山市北斎院町748番地5 プライム北斎院301号	この法人は、障がい者、高齢者等の雇用、自立の支援に関する事業を行い、社会福祉に関する理解の啓発に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成27年 1月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県漁業取締船用燃料の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
軽油（免税・J I S K 2204 2号）  
約447,840リットル  
この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、平



成27年度の納入量を保証するものではない。

- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書による。
- (4) 納入期間  
平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで
- (5) 納入場所  
松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域
- (6) 入札方法  
ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。
- イ 入札金額は、100リットル当たりの単価で記載すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、契約単価は、入札書に記載された金額を100で除し、1リットル当たりの単価とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2156
- (2) 入札書の受領期間  
電子入札による場合は、平成27年3月19日（木）午前9時から同月20日（金）午後1時59分まで  
紙入札による場合は、平成27年3月20日（金）午後1時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成27年3月20日（金）午後2時00分  
愛媛県庁舎 総務部会議室（入札室） 本館2階
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
- なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 提出期限：平成27年3月13日（金）午後5時00分
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他  
ア 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
運用基準7(1)又は(2)の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。
- イ 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil ( tax exempted , JIS K2204 No .2 ) approximately 447 840L
- (2) Time limit of tender: 1:59 p .m . , 20 March 2015
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156